

大分県報

平成二十四年

三　総量規制基準
という。）

号外
(七)

(火曜日)

目次

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準

告示

大分県告示第百四十一号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号、以下「防止法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を定める告示（平成十九年大分県告示第六百五十二号）は、廃止する。ただし、平成二十四年五月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては特定排出水の量）を除く特定排水の量（以下「平成二十四年五月一日前の特定施設に係る量」という。）に係るCc、Cco、Cci、Ccj、Cno、Cni、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成二十六年三月三十一日までの間は、なお従前のとおりとする。

平成二十四年二月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

化学的酸素要求量に係る総量規制基準

一 適用する区域

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」といふ。）第五条第一項に規定する大分県の区域

二 適用する工場又は事業場

防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量（以下「日平均排水量」という。）が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」

平成二十四年二月二十八日

大分県報号外（告示）

十九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百九十一号。以下「平成十二年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
二十	平成十二年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場であつて、平成十二年十月一日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$Lc = (Cc_{cj} \cdot Qc_{ci} + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
二十一	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百一号。以下「平成十三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場と同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc$
二十二	平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場であつて、平成十三年七月一日以後許可の申請等がされたもの及び平成十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$Lc = (Cc_{cj} \cdot Qc_{ci} + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
備考	この表に掲げる式において、 Lc 、 Cc 、 Qc 、 Cc_{cj} 、 Qc_{cj} 、 Cci 、 Qci 、 Cco 及び Qco は、それぞれ次の値を表すものとする。	
Qci	排出が許容される汚濁負荷量（単位　一日につきキログラム）	
Cci	別表一第三欄(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位　一リットルにつきミリグラム）	
Lc	特定排出水の量（単位　一日につき立法メートル）	
Ccj	別表一第三欄(3)に掲げる化学的酸素要求量（単位　一リットルにつきミリグラム）	
Qc	平成三年七月一日（十二の項にあつては平成三年十月一日、十四の項にあつては平成九年十二月一日、十六の項にあつては平成十年六月十七日、十八の項にあつては平成十二年三月一日、二十の項にあつては平成十三年七月一日）以後に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置された指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位　一日につき立法メートル）	
別表一第三欄(2)に掲げる化学的酸素要求量（単位　一リットルにつきミリグラム）		
昭和五十五年七月一日（四の項にあつては昭和五十七年七月一日、六の項にあつては昭和五十八年一月一日、八の項にあつては昭和六十三年十月一日、十の項にあつて		

適用する区域	総量規制基準	指定地域内事業場の区分	防止法第四条の二第一項に規定する大分県の区域
特定排出水の量（ Q_{ci} 及び Q_{oi} を除く。）（単位 一日につき立法メートル）	平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第五条若しくは第八条の規定による許可の申請又は防止法第五条若しくは第七条の規定による届出、「許可の申請等」という。）がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。）であって、同日以後許可の申請等の変更がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	平成三年四月一日から平成三年六月三十日までの間に許可の申請等がされた指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量（同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量（ Q_{ci} を除く。）（単位 一日につき立法メートル）
CCと同じ値（単位 一リットルにつきミリグラム）	$L_n = C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}$ $\times 10^{-3}$	総量規制基準	適用する工場又は事業場

別表二第三欄(1)に掲げる窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

特定排出水の量（単位 一日につき立法メートル）

別表二第三欄(2)に掲げる窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

平成十四年十月一日以後に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置された指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量（単位 Cnと同じ値（単位 一リットルにつき立法メートル））

特定排出水の量（単位 Qniを除く。）（単位 一日につき立法メートル）

特定排出水の量（単位 Cnと同じ値（単位 一リットルにつき立法メートル））

特定排出水の量（単位 Qnoを除く。）（単位 一日につき立法メートル）

備考 この表に掲げる式において、 $L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$ および C_{po} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を

項番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム）					
		(1)	(2)	(3)			
一二	畜産農業	六〇	七〇	六〇	六〇	六〇	六〇
一二	天然ガス鉱業	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一二	非金属鉱業	六〇	五〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一二	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	六〇	五〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一二	乳製品製造業	四〇	四〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一二	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	六〇	五〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一二	八 水産缶詰・瓶詰製造業	五〇	五〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一二	九 寒天製造業	八〇	八〇	四〇	四〇	四〇	四〇
一二	一〇 魚肉ハム・ソーセージ製造業	八〇	八〇	四〇	四〇	四〇	四〇
一二	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	六〇	六〇	四〇	四〇	三〇	三〇
一二	冷凍水産物製造業	四〇	四〇	三〇	三〇	三〇	三〇

表すものとする。

一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇	三〇	一五四	なめしかわ製造業	二〇	二〇	二〇	一五四	一五四	なめしかわ製造業	二〇	一〇〇
一三四	生物学的製剤製造業	三〇	三〇	三〇	三〇	一四四	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一〇〇	一〇〇
一四五	動物用医薬品製造業	六〇	六〇	五〇	五〇	一五六	ガラス容器製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	ガラス容器製造業	一〇〇	五〇
一五六	火薬類製造業	六〇	六〇	五〇	五〇	一五七	板ガラス加工業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	板ガラス加工業	一〇〇	五〇
一五六	(1) 硝酸エヌテル又はニトロ化合物の製造工程	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五八	ガラス製加工素材製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	ガラス製加工素材製造業	一〇〇	五〇
一五六	(2) その他のもの	三〇	三〇	二〇	二〇	一五九	ガラス容器製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	ガラス容器製造業	一〇〇	五〇
一五六	農薬製造業	三〇	三〇	二〇	二〇	一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一〇〇	五〇
一五六	合成香料製造業	三〇	三〇	二〇	二〇	一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一〇〇	五〇
一五六	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	二〇	二〇	一六二	ガラス纖維（長纖維に限る。）・同製品製造業	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	ガラス纖維（長纖維に限る。）・同製品製造業	五〇	五〇
一五六	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	三〇	三〇	二〇	二〇	一六三	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇
一五六	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二〇	二〇	二〇	二〇	一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇〇	一〇〇
一五六	写真感光材料製造業	一〇	一〇	一〇	一〇	一六五	生コンクリート製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	生コンクリート製造業	一〇〇	一〇〇
一五六	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	四〇	四〇	四〇	四〇	一六六	コンクリート製品製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	コンクリート製品製造業	一〇〇	一〇〇
一五六	イオン交換樹脂製造業	一七〇	一七〇	一三〇	一三〇	一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一〇〇	一〇〇
一五六	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	四〇	一六八	黒鉛電極製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	黒鉛電極製造業	一〇〇	一〇〇
一五六	石油精製業	三〇	三〇	三〇	三〇	一六九	碎石製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	碎石製造業	一〇〇	一〇〇
一五六	(1) 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	二〇	二〇	一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	鉱物・土石粉碎等処理業	一〇〇	一〇〇
一五六	(2) その他のもの	三〇	三〇	四〇	四〇	一七一	うわ薬製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	うわ薬製造業	一〇〇	一〇〇
一五六	コークス製造業	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一七二	高炉による製鉄業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	高炉による製鉄業	一〇〇	一〇〇
一五六	石油コークス製造業	七〇	七〇	七〇	七〇	一七三	(1) コークス炉を有するもの	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	コークス炉を有するもの	一〇〇	一〇〇
一五六	自動車タイヤ・チューブ製造業	一五〇	一五〇	九〇	九〇	一七四	(2) その他のもの	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	その他のもの	一〇〇	一〇〇
一五六	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一七五	フエロアロイ製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	フエロアロイ製造業	一〇〇	一〇〇
一五六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一七六	高炉による製鉄業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	高炉による製鉄業	一〇〇	一〇〇

平成二十四年二月二十八日

大分県報号外（告示）

二二一	二二〇	二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五	二〇四	二〇三	二〇二	二〇一	二〇〇	一九九	一九八	一九七		
共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をい う。）	空瓶卸売業	下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一般機械器具製造業	電子回路製造業	二二二	二二三	二二四	二二五	二二六	二二七		
(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）	(2) その他のもの	(1) 時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）	(2) その他のもの	(1) 自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	(2) その他のもの	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	(2) 半導体素子製造工程	(3) その他のもの	四〇	三〇	二五	三〇	二五	二五		
二五	三〇	四〇	三〇	二五	四〇	四五	二五	三〇	二五	三〇	二五	三〇	二五	二五		
一〇	二五	三〇	二〇	二〇	一〇	一五	二〇	二五	二五	三〇	二〇	一〇	一〇	一〇		
			二二三	二二二	二二一	二二〇	二二九	二二八	二二七	二二六	二二五	二二四	二二三	二二二		
大分県報号外（告示）	し尿処理槽（し尿淨化槽に係るもの）を除く。	し尿淨化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した人以上五〇〇人以下のものに限る。）	病院	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	洗濯業又は写真現像・焼付業	自動車整備業	リネンサプライ業	宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業						
(2) その他のもの	(1) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	(2) その他のもの	(1) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第二号に規定する技術上上の基準を満たす構造のし尿淨化槽により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	(2) その他のもの	(1) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第二号に規定する技術上上の基準を満たす構造のし尿淨化槽により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	(2) その他のもの	(1) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第二号に規定する技術上上の基準を満たす構造のし尿淨化槽により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	(2) その他のもの	(1) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第二号に規定する技術上上の基準を満たす構造のし尿淨化槽により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	(2) その他のもの	(1) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第二号に規定する技術上上の基準を満たす構造のし尿淨化槽により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	(2) その他のもの	(1) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第二号に規定する技術上上の基準を満たす構造のし尿淨化槽により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	(2) その他のもの	(1) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第二号に規定する技術上上の基準を満たす構造のし尿淨化槽により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	(2) その他のもの
一九	三〇	二〇	五〇	四〇	四五	三〇	四〇	三〇	三〇	三〇	二五	二五	四五	二五		
			一〇	四〇	三五	二五	三〇	二五	三〇	三〇	二五	三〇	二五	二〇		

平成二十四年二月二十八日

大分県報号外（告示）

